

を作成して提示した金額を基に、市と指定管理者候補者との間で協議の上、予算の範囲内で単年度ごとに協定して定め、その定められた金額を会計年度ごとに市から指定管理者に対して指定管理料として支払うものとされた。

収支予算計画書については、本件募集要項に資料として添付された「平成19年度那覇市障害者福祉センター収支決算書（例）」を参考に提案をお願いしますとの注意書きがされ、同決算書例には、平成19年度の指定管理料及び事業委託料（上記イア）を基に収入及び支出の合計額がそれぞれ4154万円と記載されていた。

（乙10の1・2、乙11、証人座安）

エ 那覇身協は、本件募集に応募し、平成21年度から平成25年度までの収支予算計画書（以下「本件収支予算計画書」という。）を提出したが、これは各年度の収入及び支出の合計額をいずれも819万円とするもので、平成20年度までのⅡ型事業についての事業委託料及び費用に当たる金額を計上していなかった。

那覇市の障害福祉課の担当者は、本件収支予算計画書に計上されていた各年度819万円という数字が、平成20年度までの指定管理料814万円とほとんど同額であることから、那覇身協が平成20年度までのⅡ型事業に係る収支に当たる金額を計上していないのではないかと考え、那覇身協に対し、指定管理予定候補者を選定する審議会までに本件収支予算計画書を差し替えるよう電話で依頼したが、那覇身協から新たに収支予算計画書が提出されることはなかった。

（甲2、3、乙11、証人座安）。

オ 本件募集に応募したのは那覇身協のみであったところ、那覇市保健福祉医療審議会は、平成20年10月27日、那覇身協を本件センターの指定管理予定候補者として選定した。審議会の審査において、指定管理に係る予算等が取り上げられることはなく、本件収支予算計画書についての説明

もされなかった。那覇市は、地方自治法244条の2第6項に基づき、平成20年12月22日の市議会における議決を経た上で那覇身協を本件センターの指定管理者として指定した。

(甲4, 5, 乙8, 11, 12の2, 証人座安)

カ 那覇身協が指定管理者として指定されたことから、那覇市の担当者と那覇身協との間で基本協定締結に向けた協議がされた。その際、本件収支予算計画書に記載された819万円が誤りであるということが確認され、その後、那覇身協から、平成21年度の支出見積りを4154万円とする見積書が提出された。

(乙11, 13, 証人座安)

キ 上記の協議を踏まえ、那覇市と那覇身協は、平成21年3月24日、平成21年度から平成25年度までの本件センターの管理業務について、那覇市が那覇身協に対して上記の間に支払う委託料の総額の上限を2億0770万円とし、各事業年度の委託料は年度協定書で定めることなどを内容とする基本協定（以下「本件基本協定」という。）を締結した。

(甲6, 乙11, 乙12の1・3・4)

ク 那覇市と那覇身協は、本件基本協定に基づき、平成21年度から平成25年度までそれぞれ次のとおりの年度協定を締結した（以下「本件各年度協定」という。）。

- (ア) 平成21年度協定 平成21年4月1日締結 委託料4154万円
- (イ) 平成22年度協定 平成22年4月1日締結 委託料4154万円
- (ウ) 平成23年度協定 平成23年4月1日締結 委託料4154万円
- (エ) 平成24年度協定 平成24年4月1日締結 委託料4154万円
- (オ) 平成25年度協定 平成25年4月1日締結 委託料4154万円

ケ 那覇市は、那覇身協に対し、本件各年度協定に基づき、平成21年度から平成25年度まで委託料を支払った。各支払についての支出命令及び支

出の執行の年月日並びに金額は別紙のとおりである。

コ 那覇身協は、本件基本協定に基づき、各年度終了後に那覇市に対して決算書を提出した。各年度の支出合計はそれぞれ次のとおりであった。

(ア) 平成21年度 人件費、施設管理費、運営費合計 4154万円

(イ) 平成22年度 人件費、施設管理費、運営費合計 4154万円

(ウ) 平成23年度 人件費、施設管理費、運営費合計 4154万円

(エ) 平成24年度

管理運営事業に係る決算書 合計 814万円

II型事業に係る決算書 合計 3340万円

(オ) 平成25年度

事業運営費 3340万円、維持管理費 814万円、合計 4154万円

(乙9の1～9の6)

サ 原告は、平成26年2月25日、那覇市監査委員に対し、那覇市が翁長に対して1億6675万円の損害賠償を請求するとの措置を求める旨の住民監査請求を行った（甲8）。

シ 那覇市監査委員は、同年4月24日、上記の監査請求に対し、①監査請求がされた日の1年前である平成25年2月25日以前の財務会計行為（支出負担行為である年度協定の締結、支出命令及び支出行為）については監査請求期間（地方自治法242条2項）を充足しない、②那覇身協から提出された本件收支予算計画書には不備があり、これに対して那覇市障害福祉課は十分な指導を行わなかったものの、那覇身協に対する指定管理料の支出が違法又は不当な公金支出とは認められないから監査請求を棄却する旨の監査結果を出した（甲9）。

ス 原告は、同年5月20日、本件訴訟を当庁に提起した（当裁判所に顕著な事実）。

3 当事者の主張

(1) 本案前の答弁

(被告の主張)

本件請求は、財務会計行為の不当又は違法を理由とするものであるから、地方自治法242条2項本文の定める監査請求期間の起算点は、当該財務会計行為があった時を基準とすべきである。

原告は、平成26年2月25日に那覇市監査委員に対して本件についての監査請求をしたから、平成25年2月25日以前に行われた支出命令及び支出行為については、いずれも地方自治法242条2項本文の定める監査請求期間を超過している。本件においては、同項ただし書にいう「正当な理由」も認められない。

したがって、本件請求のうち、那覇市が那覇身協に対して平成21年4月2日から平成25年2月18日までの間に支払った委託料について、その支出命令及び支出行為が違法又は不当であることを理由として翁長に対して損害賠償請求することを求める部分は不適法であり却下されるべきである。

(原告の主張)

監査請求期間の始期は形式的、画一的に判断すべきではなく、住民が地方公共団体の行為の妥当性、適法性の検討を実質的に開始することができる状況になった時から起算すべきところ、本件では、原告が被告の行為の妥当性、適法性の検討を実質的に開始することができる状態となったのは平成25年10月頃であるから、監査請求期間は経過していない。

仮に監査請求期間が経過していたとしても、本件は、那覇市障害福祉課の担当者が那覇市議会において議員からの質問に対する回答を二転三転するほど事実の把握や制度の理解をすることが極めて困難な問題であるところ、平均的な住民である原告の注意力と調査能力をもってしては、那覇身協に対する委託料の支出等の行為があったことをもって直ちにその違法不当を判断して監査請求することは困難であるから、地方自治法242条2項ただし書に

いう「正当な理由」が認められる。

したがって、本件請求は、その全部について適法な監査請求を前置している。

(2) 本案の主張

(原告の主張)

ア 那覇身協は、本件募集に応募する際那覇市に提出した本件収支予算計画書において、平成21年度から平成25年度までの年度ごとの指定管理料をそれぞれ819万円と計上していたところ、那覇市と那覇身協は、上記の819万円を大幅に超過する4154万円を委託料とする本件各年度協定を締結し、これに基づき、那覇市は、那覇身協に対し、平成21年度から平成25年度までの間に合計2億0770万円を支払った。

しかし、本件募集要項には、本件センターの管理や運営にかかる経費（指定管理料）は指定管理者の候補者が申請の際に提示した金額を基に定める旨規定されているほか、指定管理料には人件費、事務費、事業費など全てを含むものとされているのであるから、那覇身協が、各年度の指定管理料を819万円として申請した以上は、那覇市は、平成21年度から平成25年度までの指定管理料をそれぞれ819万円、合計4095万円と定めるべきであった。

また、本件募集要項においては、事業計画の大幅な変更がある場合や申請書類に虚偽、不正があった場合その他不正な行為があった場合には申請自体が無効であると規定されているから、那覇身協が819万円の支出計画を提出したにもかかわらず、4154万円の指定管理料を定めた事業を行うということは、事業計画の大幅な変更に該当するといえ、申請自体が無効であるはずである。

したがって、那覇市から那覇身協に対して支払われた平成21年度から平成25年度までの各年度の委託料4154万円のうちそれぞれ819万